

令和元年11月定例会

# 請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)



**【継続】 令和元年11月定例会請願・陳情**

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
今定例会で付託案件はありません。							

**【新規】 令和元年11月定例会請願・陳情**

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	元-19		○	総務	桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について	足羽 佑太	3
	元-21		○	総務	鳥取県が保有する公用携帯電話等の実態把握等について	足羽 佑太	4
福祉生活病院	元-20		○	生活環境	公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び消費者保護体制の強化を求める意見書の提出について	足羽 佑太	5
農林商工					(付託なし)		
地域づくり 県土警察					(付託なし)		



受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-19 (元.11.19)	総務	桜を見る会の実態解明を 求める意見書の提出につ いて  倉吉市 足羽 佑太	総理大臣が主催する「桜を見る会」については、県は招待者の選定をはじめ開催に係る事務 に関与していないため、その詳細は承知していない。なお、報道によれば、政府は、来年度の 「桜を見る会」を中止した上で招待者の選定基準など開催要領の見直しを検討することとして いると承知している。

【陳情の趣旨】

桜を見る会について、国に対し、①招待者範囲の適正化、②不適切な招待の有無の検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うを求める意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
元年-21 (元.11.28)	総務	鳥取県が保有する公用携 帯電話等の実態把握等につ いて  倉吉市 足羽 佑太	<p>【現状】</p> <p>ワンセグ機能付き携帯電話及びカーナビを所有する者が、放送法第64条第1項本文に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に該当するかを巡っては下級審で判断がわかれていたが、ワンセグ機能付き携帯電話については該当するとした東京高裁判決が本年3月12日最高裁第三小法廷決定により確定し、またカーナビについても同様に該当するとした本年5月15日東京地裁判決がある。</p> <p>本県においては、県がリース契約している公用車の15台にカーナビを設置しており、いずれも日本放送協会との受信契約を締結している。</p> <p>他方で、携帯電話については、NHKの受信契約が設置場所ごとに必要となること（ひとつの部屋に、テレビや、テレビ視聴可能なパソコンなどが複数あっても、その部屋に必要な受信契約は1件（NHKウェブサイトより）を踏まえ、各執務室に設置しているテレビに係る受信契約に包含されるものと解しているため、ワンセグ機能の有無については把握していない。</p> <p>(参考) 日本放送協会受信規約 (放送受信契約の単位)</p> <p>第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</p> <p>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</p> <p>4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。</p>
<p>【陳情の要旨】</p> <p>放送法の規定により、テレビ放送の受信設備を保有していれば日本放送協会との受信契約が必要とされている。</p> <p>鳥取県が保有する公用携帯電話・カーナビについて、ワンセグ機能の有無を調査すること。</p>			

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																																																														
元年-20号 (元. 11. 21)	生活環境	公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び消費者保護体制の強化を求める意見書の提出について  倉吉市 足羽 佑太	<p><b>【現状】</b></p> <p>NHKの放送受信料に係る県消費生活センターへの相談状況</p> <p>(1) 相談件数</p> <table border="1" data-bbox="1019 343 2087 654"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">相談件数</th> <th colspan="8">契約当事者の年齢</th> </tr> <tr> <th>～19歳</th> <th>20歳代</th> <th>30歳代</th> <th>40歳代</th> <th>50歳代</th> <th>60歳代</th> <th>70歳代以上</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1※</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>32</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>45</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>27</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>129</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R元年度は11月25日現在</p> <p>(2) 主な相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビがない、またはテレビを見ていないのに受信契約させられた。</li> <li>・夜遅く強引に契約を迫られた。</li> <li>・受信の解約を忘れていたら、見ていない期間も受信料を請求された。</li> <li>・受信契約しなければならないのか。</li> </ul> <p><b>【県の取組状況】</b></p> <p>相談を受けた際に、以下のとおり助言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NHKとの受信料契約については、放送法により、受信設備のある世帯はNHKと契約をしないことはならないこと等、基本的な事項を説明した。</li> <li>・契約するまで帰らない等、強引な態度で契約を迫ったことなどの苦情を、NHKの相談窓口伝えるよう助言、又は相談員が代わって苦情を伝えた。</li> <li>・解約を忘れていた場合、NHKからの請求は続く旨を説明し、早めに解約するよう助言した。</li> </ul> <p>&lt;参考：放送法（抜粋）&gt;</p> <p>(受信契約及び受信料)</p> <p>第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。</p>	年度	相談件数	契約当事者の年齢								～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	R1※	6	0	1	1	1	0	1	1	1	H30	32	2	1	4	3	7	6	7	2	H29	45	2	6	8	3	3	7	6	10	H28	19	1	2	1	0	2	5	3	5	H27	27	5	3	2	2	3	0	6	6	合計	129	10	13	16	9	15	19	23	24
年度	相談件数	契約当事者の年齢																																																																															
		～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明																																																																								
R1※	6	0	1	1	1	0	1	1	1																																																																								
H30	32	2	1	4	3	7	6	7	2																																																																								
H29	45	2	6	8	3	3	7	6	10																																																																								
H28	19	1	2	1	0	2	5	3	5																																																																								
H27	27	5	3	2	2	3	0	6	6																																																																								
合計	129	10	13	16	9	15	19	23	24																																																																								

**【陳情の要旨】**

- 1 NHKの契約事務に係るコンプライアンスの徹底と、総務省等関係省庁における監督を強化すること。
- 2 消費者保護体制を強化すること。